

公表第5号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長、久留米市企業管理者及び久留米市教育委員会教育長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年3月28日

久留米市監査委員	中島年隆
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	市川廣一
久留米市監査委員	大熊博文

平成27年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況

外郭団体の財務に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
79	健康福祉部	保健所健康推進課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 3.公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団 3 監査の結果 II 意見 ③受託事業について 【意見3】 随意契約として許されるか否かの判断は、例外的判断であって、その契約の性質・目的が本当に競争入札に適さない場合等であるのか否かについては、客観的な疎明資料や情報・実績・数値等によって慎重かつ十分に検討し議論して判断しなければならない。 しかし、今回の市担当者からのヒアリング及び決裁資料等からは、一定の契約理由の整理はなされているものの、上記のような検討及び議論がなされたことを裏付ける客観的な資料が乏しく、例外を認める慎重かつ十分な検討及び議論が不足しているのではないかと疑念を抱かれる可能性がある。 したがって、市においては、改めて、随意契約によることは例外的取り扱いであることを認識し、地方自治法第234条(及びこれを受けて定めた施行令や事務取扱規則)の趣旨に立ち返り、随意契約によることの適否を慎重かつ十分に検討・議論した上で、随意契約によることが適切であると判断された場合には、その検討・議論過程について、契約関係書類や決裁書類等に、随意契約の根拠となる明確な記載や客観的資料を残すことが望まれる。</p>	意見	<p>保健事業業務を実施するには、専門的な知識を有する保健師の関わりが不可欠であることから、同業務の委託を行うには、「保健師を有する団体」であることが条件となります。さらに、業務の遂行にあたっては、対象者の個人情報の管理・抽出等が必要であり、そのためには、委託先へ久留米市の保健情報システムを常設し、活用していくことが不可欠です。 以上のことから、同業務を受託可能な団体は、当財団以外にはなく、競争入札には適さないと考えており、ご指摘を踏まえ、これらの理由を随意契約の根拠として、平成29年度から決裁書類等に明記しました。</p>
80	健康福祉部	保健所健康推進課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 3.公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団 3 監査の結果 II 意見 ③受託事業について 【意見4】 上記(2)⑥で述べたとおり、指定管理事業に関して、15業者に対して再委託がなされており、業務委託料合計は、指定管理料の約半分である。 同財団においても、契約事務処理要領を策定し、財団との契約締結は一般競争入札によることが原則であり、随意契約は例外と位置づけられ、地方自治法・同施行令・久留米市契約事務規則と同様の基準が定められている。 しかし、上述した再委託先15業者のうち、9業者との契約が随意契約であり、このうち6業者との契約は50万円を優に超える契約である(それぞれの年間契約額は、約144万円、約137万円、約487万円、約1085万円、約2116万円、約2148万円であり、すべてが5年契約である。) これについても、上記③と全く同様の状況であり、改めて、随意契約によることは例外的取り扱いであることを認識し、地方自治法・同施行令・久留米市事務取扱規則を踏まえて策定した契約事務処理要領の趣旨に立ち返り、随意契約によることの適否を慎重かつ十分に検討・議論した上で、随意契約によることが適切であると判断された場合には、その検討・議論過程について、契約関係書類や決裁書類等に、随意契約の根拠となる明確な記載や客観的資料を残すことが望まれる。</p>	意見	<p>財団の随意契約や再委託契約の主なものは、施設設備に関する契約であり、技術面の安定性や機械の安全性を確保することを理由として行っているものです。なお、再委託については、市と財団で協議の上、行っております。 随意契約については、平成29年4月1日に契約事務要綱を制定し、その根拠を整理しています。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
81	健康福祉部	保健所健康推進課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 3.公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団 3 監査の結果 II 意見 ⑥経営管理について 【意見7】 上記(2)⑦で述べたとおり、理事会及び評議員会は定款どおり開催され、出席もなされている。この点、評議員会においては、評議員から問題点や疑問点などが指摘され、一定の議論がなされていることが伺えるが、理事会においては、議事録をみる限り実質的な議論が少ない印象を受ける。</p> <p>特に、再委託については、毎年、年間合計8000万円以上(この額は合計額であり個々の契約額については【意見4】で示したとおりである。)の金額が支出されているが、理事会においては、予算において金額の是非のみ判断し、その後の契約締結において、入札を行うのか、随意契約を行うのかの判断は、理事長の判断に委ねられている。</p> <p>理事会は、法人の業務執行に関する意思決定機関として、重要な財産の処分等についての判断を行い、代表理事の業務執行を監督する責務を負う機関であるから、年間合計8000万円の業務委託費の支出は、「重要な契約の締結」(一般法人法90条4項柱書き「その他の重要な業務執行の決定」)に準じるものとして、支出額だけではなく、その支出が適正・適切になされるか否か、すなわち、契約締結は原則どおり一般競争入札で行うのか、あるいは例外として、指名入札や随意契約で行うのかについて、理事会において十分検討されることが望ましい。</p> <p>したがって、事業計画書・予算を審理する際の理事会資料として、契約締結方法の予定に関する資料を添付し、理事会において随意契約の適切性について、十分に議論することが望まれる。</p>	意見	<p>契約締結の決定は、当財団の事務処理規程により行っているところ。その中で、理事長及び常務理事が決裁する高額な契約締結については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項の規定により理事会へ報告しています。</p> <p>ご意見を踏まえ、理事会での協議が必要な案件については、平成29年4月1日に制定した契約事務要綱の中で整理しています。</p>
129	健康福祉部	地域福祉課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (1)指摘事項 ② 契約について</p> <p>契約は、原則として一般競争入札によるものとし、合理的な理由がある場合に指名競争入札、随意契約によることができる(経理規程第68条、69条、70条)とあるが、指名競争入札とした場合の合理的な理由が確認できない契約等の決裁書が散見された。市の取扱いを参考に、1,000万円未満の契約については指名競争入札によっていた(市社会福祉協議会の担当者)とのことだが、その規程がないため、現状のままでは、内部統制の整備及び運用に問題があるといわざるを得ない。指名競争入札とした場合が規程どおりとなるように、1,000万円未満の契約については、指名競争入札によることできるよう経理規定を変更するか、別途内規を作って対応すべきである。また現在は3万円以上の取引については2社以上の見積もりをとって決裁を行っているが、この3万円以上という根拠についてどの規程からも確認できなかった。当該規程についても上述した同様の措置をとるべきである。</p>	指摘	<p>平成28年度内に下記のとおり、経理規定の改正を行いました。</p> <p>◇1,000万円未満の契約について 第77条 合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと思われる場合においては随意契約によるものとする。なお随意契約によることのできる合理的理由とは次の各号に掲げる場合とする。 (1)売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が1,000万円を超えない場合。</p> <p>◇3万円の根拠について 第77条 第4項 第1項(1)の理由による随意契約は3社以上の業者から見積りを徴し比較するなど適正な価格を客観的に判断しなければならない。ただし、予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合には、2社の業者からの見積りを徴し、比較するものとする。 第5項 前項の規定に関わらず、1件の予定価格が3万円未満のもので、公正かつ適正な価格で契約できる場合は、1社のみ見積もりを徴することで足りるものとする。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
147	農政部	みどりの里づくり推進機構	<p>第5章 各外郭団体別 各論 7.一般財団法人 みどりの里づくり推進機構 3 監査の結果 (3)評価(指摘ないし意見) II. 意見 ④理事会について 【意見④】 議事録を見る限り、理事会においてほとんど議論がなされておらず、業務執行の意思決定機関としての機能が十分に果たされていないのではないかと思われる。 同財団には、これまで述べたとおり、事業そのものの今後の方向性や再委託の適切性など検討すべき課題があるのであり、十分に議論がなされることが望まれる。</p>	意見	<p>ご意見を受け、理事会での会議の活性化を図り、各委員より多くの意見を頂くようになりました。今後も意思決定機関として十分な議論がなされるような理事会の運営に努めてまいります。</p>
162	商工観光労働部	商工政策課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 8.公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター 3 監査の結果 (1)指摘事項 ④ 競輪場の正源氏プラザ サイクルコミュニティセンターの問題 会議室、研修室は、現在はおつばら地域の自治会にのみ貸付けされており、しかもこの自治会への貸付けは、競輪事業課が直接行っているということである。会議室、研修室の地域住民への貸付けは、本来地場産くめの行う事業である。しかしいつからか自治会の方が競輪事業課に直接貸付けを依頼するようになり、自然と競輪事業課が受け付けるようになってきたようである。そしてこの場合、競輪事業課が直接貸付け業務を行うため、貸付け可能日は地場産くめの考える日数より多い。 そのため、本来この事業を担っているはずの地場産くめに申し込んだ者には、少ない日数しか提示されず、一方競輪事業課に申し込んだ者にはそれより多い日数が提示されるという、借り手側に事実上の不公平が生じていた。 そして現在そのような形で競輪事業課が、自治会へ貸付けていることを、地場産くめは把握していなかった。 なぜこの問題が今まで認識されてこなかったのか。まずは当初の話し合いの中で市と地場産くめとの間で十分な情報伝達が行われなかったことと、それが相手に正確に伝わっているかの確認を行わなかったことが指摘できるであろう。さらには、サイクルコミセンの運営費負担金の申請のため、毎年地場産くめが競輪事業課へ送っていた実績報告書の内容が、適正に検証されていなかったことが問題であろう。 報告書を受け取った側が報告内容をきちんと確認していれば、地場産くめが認識していた地域住民への貸付可能日が、競輪事業課の想定するそれよりずっと少ないことが分かったはずである。</p>	指摘	<p>平成29年3月31日をもって、当該建物の所有を、地場産くめから市(競輪事業課)への移行手続きが完了しており、「貸付け業務」についても窓口が1本化し、解消されております。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
164	商工観光労働部	商工政策課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>8.公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター</p> <p>3 監査の結果</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>d. サイクルコミセンをめぐる地場産くめと久留米市の契約関係</p> <p>サイクルコミセンの建物が建っている土地は久留米市所有の土地である。</p> <p>地場産くめは久留米市と当該土地の使用貸借契約を結び、建物を建設、所有するに至っている。</p> <p>さらに地場産くめが建てた建物は、やはり使用貸借契約により地場産くめから久留米市へと無償で貸付けられている。そして契約により、建物に関する修繕、維持、保存等の費用は久留米市の負担となっている。</p> <p>つまり土地の所有者は久留米市、建物所有者は地場産くめであるが、両者の間で互いにそれぞれの所有不動産を相手に無償で貸しているという関係にある。しかし実質的に両不動産を占有しているのは、競輪事業を行っている久留米市の競輪事業課である。</p> <p>そして、建物に関しては、建物の使用貸借契約と平行して、建物一階のテナント部分について、入居者の食堂側との賃貸借契約が存在する。</p> <p>ところで一階食堂に対するテナントの賃貸借業務は、地場産くめが担う地域住民への施設貸付け業務とは異なる。しかし契約書上、食堂との賃貸借契約は、地場産くめと入居する食堂側とで直接行われている。</p> <p>先に記したように、サイクルコミセンの建物は、地場産くめから一括して久留米市へと貸付けられているはずである。また、当該建物使用貸借契約書には、地場産くめが久留米市に貸付ける建物の使用について、何ら条件や制約は課せられていない。にもかかわらずテナント部分のみが建物所有者である地場産くめから直接食堂へ賃貸されているのは、同一物件について、久留米市と食堂とに、所有者から直接二重の貸借が行われていることになる。</p> <p>食堂の入居者の許可は建物借主である久留米市が行っているもので、この貸借で実際のところ何ら問題は生じないのであろう。しかし、一般には考えにくい契約関係がここでは生じている。</p>	指摘	<p>ご指摘の件につきましては、平成29年3月31日をもって、当該建物の所有を、地場産くめから市(競輪事業課)への移行手続きが完了しており、改められております。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
165	商工観光労働部	商工政策課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 8.公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター 3 監査の結果 (1) 指摘事項 e. 地場産くるめにおけるサイクルコミセン運営の問題と今後の課題 市との不動産の契約関係、テナント入居者との契約関係等が複雑になっており、法的に安定した状態にあるといえるのか疑問である。また、当該建物は登記されておらず、不動産登記法に違反した状態である。一法人が建物を建設し、所有するに至った時に、建物登記をせずに放置するのは、通常感覚からすれば不自然であり、なぜ登記されなかったか疑問である。 また、地場産くるめは当該建物を所有することで、負担金や家賃収入を得るという恩恵を受けているが、建物所有者でありながら、久留米市との使用貸借契約書において、建物の修理義務を負担せず、維持、保全等の費用はすべて久留米市の負担とするとされている。その一方で、依然として建物所有者としてのリスクは負っていると思われる(地場産くるめにより建物損害保険がかけられている)。 そして久留米市と地場産くるめとのサイクルコミセンをめぐる関係が複雑になっていることから、将来この建物で何らかの事故や災害が起きたときの責任の所在が曖昧になるのではないかと懸念は拭えない。 地場産くるめの立場から考慮すれば、サイクルコミセンはそれを作りたいという市の目的のために建てられたものであって、地場産くるめは市の目的のための施設の受け皿になったにすぎないであろう。その所有を今後も続けるとすれば、それは市からの負担金や食堂の家賃収入というメリットがあるからと言える。しかし今後もそのような形で市からの負担金を受け続けるのは妥当であろうか。 また、サイクルコミセンの所有が地場産くるめの中で有名無実と化しているのは、登記を行わなかったことからもうかがえる。設立当初からすでに久留米市の中においても、市長である理事長の中でも、久留米市の施設として認識されてきたために、地場産くるめ内で登記も放置され、現場の競輪事業課内では運営要綱が次第におろそかにされるという事態に至った事が納得できる(*不動産登記法の附則によって、地方公共団体所有の建物についての表示に関する登記の申請義務については免除されるという取扱になっている)。 以上のことから、サイクルコミセンは、事実上久留米市のものとして扱われており、今後も地場産くるめの所有のままとする意義に乏しい。 よってサイクルコミセンについては、その建物を形式上も久留米市の所有に帰し、地場産くるめに対しては、本来の事業目的に則した意義のある支援を行うよう求めるものである。</p>	指摘	<p>ご指摘の件につきましては、平成29年3月31日をもって、当該建物の所有を、地場産くるめから市(競輪事業課)への移行手続きが完了しており、改められております。</p>
228	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 13.公益財団法人 久留米市体育協会 2 監査結果及び意見 (1) 指摘事項 ② 財務諸表に対する注記に以下の誤りがある。 ア. 固定資産の減価償却の方法が記載されていない。 重要な会計方針の(1)固定資産の減価償却の方法として「固定資産の減価償却は下記4.に記載するとおりである。」となっているが4. は固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の表であり、減価償却の方法は記載されていない。会計方針とは、企業が損益計算書及び貸借対照表の作成に当たって、その財政状態及び経営成績を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに表示の方法をいう。具体的には法人が所有する車両運搬具と什器備品について採用する減価償却の方法(定額法、定率法など)を記載するべきである。</p>	指摘	<p>ご指摘については、平成28年度決算書に採用する減価償却の方法を記載いたしました。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
228	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 13.公益財団法人 久留米市体育協会 2 監査結果及び意見 (1)指摘事項 ② 財務諸表に対する注記に以下の誤りがある。 イ. 引当金の計上基準の記載に誤りがある。 引当金の計上基準として「退職手当支給規程に基づき退職金引当金を計上した。」と記載されているが、これは退職金の支給の根拠を述べているのであり、計上基準の記載になっていない。会社は期末要支給額を計上しており、その旨を記載すべきである。</p>	指摘	ご指摘については、平成28年度決算書に退職金の計上基準について記載いたしました。
228	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 13.公益財団法人 久留米市体育協会 2 監査結果及び意見 (1)指摘事項 ② 財務諸表に対する注記に以下の誤りがある。 ウ. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高の注記の科目名が貸借対照表の科目名と異なっている。 「公益法人会計基準」の運用指針(平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会)の様式には固定資産の科目毎に集計した額で記載することになっているが、個々の資産ごとの金額で記載されている。貸借対照表に計上されている車両運搬具と什器備品の科目で記載すべきである。</p>	指摘	ご指摘については、平成28年度決算書に固定資産の注記の科目を貸借対照表に計上している科目で記載いたしました。
231	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 13.公益財団法人 久留米市体育協会 2 監査結果及び意見 (2)意見 ① 基本財産の100百万円は普通預金(決済用)で保有しているが、返済を検討すべき。 平成25年度までは国債で保有し得られた利息を事業資金に回していたのであるが、平成25年度に償還になって以降、市場金利も低下しており多くの運用益は期待できない状況である。リスクのある有価証券を保有するよりも市と協議のうえ相当額の返還を検討すべきである。</p>	意見	ご指摘のとおり、100百万円のうち、85百万円については、平成29年2月に市へ返還しました。

平成27年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況

外郭団体の財務に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
243	教育部	学校保健課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>14.久留米市学校給食会</p> <p>4 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>④製造所視察指導について</p> <p>製造所視察指導は、学校給食会所轄の旧久留米市ブロックの業者のみであり旧4町ブロックでは行われていない残念である。</p>	意見	<p>平成30年度より北野、城島、三潴ブロックの給食物資納入業者についても、市学校給食会に登録のうえ、納入契約を締結することとしました。この登録条件の中で、給食会が主催する衛生管理研修会への参加が必須であること、給食会が必要とする認める場合は製造所への視察・立入を実施することを規定しています。</p>
243	教育部	学校保健課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>14.久留米市学校給食会</p> <p>4 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>⑤食品衛生管理講習会について</p> <p>学校給食会の所轄外であるが久留米市学校給食の安全性を高める為には、食品衛生管理講習会について、旧4町ブロックの納入業者も必須出席とすることが望ましい。</p>	意見	<p>平成30年度より北野、城島、三潴ブロックの給食物資納入業者についても、市学校給食会に登録のうえ、納入契約を締結することとしました。この登録条件の中で、給食会が主催する衛生管理研修会への参加が必須であること、給食会が必要とする認める場合は製造所への視察・立入を実施することを規定しています。</p>
243	教育部	学校保健課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>14.久留米市学校給食会</p> <p>4 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>⑥学校給食会の所轄について</p> <p>学校給食会は学校給食の向上改善を図り、学校給食物資の円滑な供給をなすことをその設立目的としている。同じ久留米市内の学校に通いながら、提供される給食食材の質、量、安全性に格差が出ることは、好ましい状態とはいえない。平成17年2月1市4町合併から11年が経過しようとしている。少なくとも学校給食会の所轄を久留米市全域とし給食物資の購入、調査研究、製造地視察、業者指導等は各ブロック別に担当を置く等統一された基準に基づいて運営される事を望む。</p> <p>そうでないと久留米市学校給食会の存在意義が薄れてしまう。</p>	意見	<p>平成30年度より北野、城島、三潴ブロックの給食物資納入業者についても、市学校給食会に登録のうえ、納入契約を締結することとしました。この登録条件の中で、給食会が主催する衛生管理研修会への参加が必須であること、給食会が必要とする認める場合は製造所への視察・立入を実施することを規定しています。</p>